

ふるさと仕送り支援学生キャリアデザイン業務仕様書

1 趣旨

ふるさと仕送り支援便をきっかけにつながりを構築した大学生を対象に、キャリアデザインや地域貢献などを一緒に考えるイベント開催等の業務を委託する。

2 業務内容

- (1) イベント開催 2回以上
- (2) ラインオープンチャットへの参画及びコミュニティの形成
- (3) 会場 湯沢市内
ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、適宜、オンラインによる開催に切り替える（オンラインWEB会議システムを利用）
- (4) 対象者・参加者 ふるさと仕送り支援事業に申し込んだ大学生等
- (5) イベント内容 大学生自身のキャリアデザインと地域課題解決について一緒に考えるセミナー、ワークショップ等

3 契約内容

- (1) 業務名 ふるさと仕送り支援学生キャリアデザイン業務委託
- (2) 契約形態 委託契約
- (3) 支払条件 完了払い
- (4) 委託期間 契約締結の翌日から令和5年2月28日

4 契約の方法

- (1) 契約保証金は、契約額の10分の1とする。ただし、湯沢市財務規則第123条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (2) 契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と発注者が協議・調整を行ったうえで契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (3) 契約候補者は、(2)の協議後、契約締結前に見積書を提出するものとする。
- (4) 契約は審査により選定された契約候補者と発注者において協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって締結する。なお、失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において次点となった者と協議を行う。

5 対象経費

本業務委託の実施に係る費用を全て含むものとする。

6 成果品

- (1) 業務完了報告書（任意様式）
- (2) 事業の実施状況が確認できる写真等（電子データ）

7 電子データの仕様

- (1) 7に記載する電子データの仕様は以下のとおりとする。ただし、事前に発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ア Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
 - イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - 文書 ワードプロソフト Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2016 以下)
 - 計算表 表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel2016 以下)
 - 画像 PNG形式又はJ P E G形式
 - チラシ・ポスターは Adobe Illustrator
- (2) (1)による成果物に加え、PDFファイル形式による成果物を作成すること。ただし、素材として使用した画像等については、単独のファイルも併せて作成すること。
- (3) 以上の成果物の格納媒体はCD-R又はDVD-Rとする。なお、業務年度及び業務名称、受注者名称等を収納ケース及びディスクにラベルにより付記すること。

8 成果品の帰属等

- (1) この契約の履行によって生ずる成果品は発注者に帰属するものとする。
- (2) 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

9 契約の解除

受注者が当該業務の契約事項及び仕様書の各条件に違反した場合は、発注者は契約を解除し委託料を支払わない。または、支払った委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。

10 その他

- (1) 業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、受注者が負う。
- (4) 本業務により知り得た情報は、業務の実施についてのみ利用し、ほかの目的に利用してはならない。
- (5) 個人情報については、個人情報保護法及び湯沢市個人情報保護条例に基づき適正な取扱いを行うこと。
- (6) 公の秩序または善良な風俗に反しない事業とすること。
- (7) 本業務の委託料は、業務完了後、検査合格したのち受託者からの請求により支払うものとする。
- (8) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (9) 応募費用、書類等に係る費用はすべて応募者の負担とする。
- (10) 提出された書類は返却しない。
- (11) 契約締結後において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、セミナーやイベント内容に変更があった場合の経費の金額については、市と受託者が協議の上、決定す

- る。
- (12) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。